

令和 3 年 10 月 25 日

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号 202180084

氏名 玉井 美香

(氏名は必ず自署すること)

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

1. 派遣先：都市名 カリフォルニア州バークレー、メリーランド州カレッジパーク (国名 アメリカ)
2. 研究科題名 (和文) : アメリカ陪審制度における女性の陪審義務に関する一考察：戦後沖縄での事例から
3. 派遣期間： 令和 3 年 5 月 31 日 ~ 令和 3 年 10 月 3 日 (126 日間)
4. 受入機関名・部局名： カリフォルニア大学バークレー校 東アジア研究所 日本研究センター
5. 派遣先で従事した研究内容と研究状況 (1/2 ページを目安に記入すること)

陪審制度は単に法制度ではなく、特にアメリカの陪審制度は歴史的、社会的、政治的な意味合いをもつ。アメリカ市民にとって同輩による裁判を受けることは合衆国憲法修正第 6 条に明記された重要な基本的権利であり、また、同輩の公正な裁判を担保するために陪審員を務めることは健全な市民としての義務である。ところが本制度の理念に相反して、女性や有色人種は長年、陪審義務から排除されてきた歴史的側面がある。博士論文では、戦後アメリカ統治下の沖縄で実施された陪審裁判を反証として取り上げ、アメリカ本国で女性の陪審義務が認められる (1975 年 *Taylor v. Louisiana* 判決) より 10 年以上前に、女性も排除されることなく陪審員として参加した実態を明らかにする。

本研究の研究方法は主に一次資料の調査・分析である。琉球列島米国民政府 (USCAR) 内部及びワシントンとのやり取りを調査し、沖縄への陪審制度導入に至る経緯を解明した。また陪審質問票や陪審選定手続きの分析を行った。日本で入手可能な一次資料は概ね確認し収集済みであるため、本派遣では日本で入手できなかった一次資料を現地にて調査することが主要な目的の一つである。米国議会図書館 (Library of Congress)、国立公文書館 (National Archives at College Park)、コロラド大学米国海軍日本語学校資料にて、目的の資料は全て収集することができた。詳細は下記 7-(2)記載。

6. 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

本派遣によって博士論文の執筆を終えることができ、本年度に提出することとなった。博士論文は英語で提出するため、今回の派遣により集中して取り組める環境が得られ、執筆を進めることができた。なお、本プログラムに申請した時点では博論提出を想定していなかったため12月中旬まで滞在予定だったが、博論提出に係る事務手続きの関係で帰国を10月に変更した。

研究発表については、まず帰国直後の10月23日に「陪審裁判を考える会」にて報告する機会を得た。日本の裁判員制度への示唆や陪審制度導入に向けての活動の一環で、勉強会の一報告として沖縄で起きた陪審制度導入に関する賛否両論及び制度導入までの経緯について発表した。また、2022年2月に神戸で開催される国際シンポジウムにて報告することが決定した。その他、所属するアメリカ学会や日本アメリカ史学会、その他研究会等にも今回の成果を積極的に投稿・発表する予定である。

今後の研究計画について、博士論文では沖縄陪審制度の「女性」にフォーカスしたが、今後は同制度の「国際性」に焦点を移す。沖縄陪審裁判は陪審員の国籍を問わない点でも世界的に例を見ない。米国の統治領であったことが多国籍な陪審員を生んだ背景だが、そのことが裁判及び評決にどう反映されたか、またはしなかったか、実際に行われた多国籍陪審による裁判(刑事民事合わせて9件)をケーススタディとして検証する。そして、アメリカ軍による統治がもたらした沖縄社会への影響等について、陪審裁判を通しての考察を試みる。

7. 本プログラムに採用されたことで得られたこと (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

(1) 博士論文について

博士論文の執筆が進み、提出の見込みが立った。指導教授には定期的に経過報告していたのはもちろんのこと、加えて受入教授の T.J. Pempel 教授にも資料調査前から相談し、博士論文としての視点や捉え方等を助言いただいた。そして書き終えた草稿をご確認いただき、精度を高めることができた。

(2) 資料調査について

メリーランド州カレッジパークに約2か月間滞在し、戦後沖縄の陪審制度に関する一次資料を調査した。渡航時、多くの資料館や博物館、図書館等は Covid-19 のために閉鎖されたままであったが、滞在期間中に徐々にオープンとなった。米国議会図書館では Asian Division と Law Library にて調査を行い、貴重な一次資料や、オンラインでは入手しにくい1960~1970年代の参考文献を閲覧することができた。国立公文書館 Archives II はアーキビストと連絡を取り合って訪問の機会をうかがっていたが、カレッジパーク滞在中には開館せず、訪問が叶わなかった。その代わりに現地のリサーチアシスタントを探し、目的の資料収集を依頼した。年内(2021年)に送付される予定である。

(3) 未公開資料の入手

コロラド大学 U.S. Navy Japanese Language School collection のアーキビストに問い合わせたところ、当初は Judge Stevens の Manuscript はないとの返答だったが、実は Stevens's Paper をまとめようとして未完に終わっていたことがわかった。貴重な未公開資料を入手でき、博士論文に記載した。

(4) 先行研究の先生と面談

先行研究で陪審裁判の第一人者であるカリフォルニア大学サンタクルーズ校の福来寛教授とオンラインで面談が叶った(訪問予定だったが、新型コロナウイルス再拡大のため Zoom に変更)。今後の研究方針に関するヒントをいただき、また共同研究に参加できることとなった。

(5) スタンフォード大学の『Stanford East Asia Library Travel Grants 2021-22』に採用された。